

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案参照条文

目次

- 保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）による改正前の保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）・・・・・・1
- 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

○ 保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「保険業」とは、人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然的事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（次に掲げるものを除く。）をいう。

一～三 （略）

2～16 （略）

17 この法律において「少額短期保険業」とは、保険業のうち、保険期間が二年以内の政令で定める期間以内であつて、保険金額が千円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険（政令で定めるものを除く。）のみの引受けを行う事業をいう。

18～42 （略）

（免許）

第三条 保険業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行うことができない。

2～6 （略）

（登録）

第二百七十二條 内閣総理大臣の登録を受けた者は、第三条第一項の規定にかかわらず、少額短期保険業を行うことができる。

2 （略）

○ 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）による改正前の保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「保険業」とは、不特定の者を相手方として、人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然的事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業（他の法律に特別の規定のあるものを除く。）をいう。

2～22 （略）

○ 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）（抄）

附則

（特定保険業を行っていた一般社団法人等に関する特例）

第二条 この法律の公布の際現に特定保険業（第一条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）第二条第一項に規定する保険業であつて、第一条の規定による改正前の保険業法（以下「旧保険業法」という。）第二条第一項に規定する保険業に該当しないものをいう。以下同じ。）を行つていた者（当該者と密接な関係を有する者として主務省令で定める者を含む。）は、保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、当分の間、行政庁の認可を受けて、当該特定保険業を行うことができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、平成二十五年十一月三十日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければならぬ。

一 五（略）

3 六（略）

7 行政庁は、第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認可をするものとする。この場合において、当該認可を受けた者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）第四条第十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人であるときは、当該認可は、整備法第百六条第一項（整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をした日にその効力を生ずるものとする。

一 当該申請をした者（以下この項において「申請者」という。）が一般社団法人又は一般財団法人であつて次のいずれにも該当しないこと。

イ 二（略）

ホ 理事又は監事のうちに次のいずれかに該当する者のある一般社団法人又は一般財団法人

(1) 六（略）

(7) 認可特定保険業者（第一項の認可を受けて特定保険業を行う者をいう。以下同じ。）が、附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第百三十三條又は第二百七十二條の二十七の規定により第一項の認可を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその認可特定保険業者の理事又は監事であつた者

(8) 十（略）

へ（略）

二 八（略）

8 13（略）

○ 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）（抄）

附 則

（経過措置）

第二条（略）

2（略）

3 この法律の施行の際現に特定保険業を行つてゐる者（前項に規定する者及び新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録を受けてゐる者を除く。以下「特定保険業者」という。）は、第一項各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日後においては、当該各号に定める日から起算して一年を経過する日までの間に、その業務及び財産の管理を行う保険契約について、保険会社（外国保険会社等を含む。以下この項において同じ。）若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約を移転し、又は保険会社若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行わなければならない。

4（略）

（特定保険業者に対する新保険業法の規定の適用）

第四条（略）

2（略）

7 附則第二条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者が保険契約の移転を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第二編第七章第一節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条において準用する新保険業法第二百三十六条第一項及び第三項中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第二百三十六条の二第二項中「取締役（委員会等設置会社等にあつては、執行役）」とあるのは「役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）」と、「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前」とあるのは「第三百三十五条第一項の契約に係る契約書その他の」とあるのは「移転契約書その他の」と、同条第二項中「移転会社の株主又は保険契約者」とあるのは「移転対象契約者」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第二百三十八条中「第三百三十六条第一項の決議があつた時」とあるのは「移転契約書を作成した時」と、新保険業法第二百三十三条第一項中「発起人、取締役、執行役、監査役」とあるのは「発起人、役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）」とする。

- 8 附則第二条第一項又は第四項の規定により特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場合には、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第二百七十二条の三十第一項において準用する新保険業法第四百二十二条の規定を適用する。
- 9 ・ 10 (略)
- 11 附則第二条第一項又は第四項の規定により特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第六十七條第一項及び第二項の規定を適用する。
- 12 附則第二条第一項又は第四項の規定により特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第七十三條の六第一項及び第二項の規定を適用する。
- 13 (略)
- 16 (略)